事業者殿

(一社)船橋労働基準協会
FAX:047-433-4595　メールアドレス：frkk@at.wakwak.com

低圧電気取扱業務に係る特別教育の実施について

配電盤室,変電室等区画された場所に設置する低圧(①直流～「750ボルト以下」、②交流～「600ボルト以下」)の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務に労働者をつかせるときは、「安全衛生特別教育規程」に基づく特別の教育を行なうことが事業者に義務づけられております。(労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条4号)

記

1. 講習日程　2日間　(講習開始時刻の10分前までに入室して下さい)

(1)学　科　1日目 (9:30～17:40)
(2)実　技　2日目 (9:30～17:40)

会　場　船橋市勤労市民センター
船橋市本町4-19-6

2. 講習内容

学　科		実　技	
①低圧の電気に関する基礎知識	1時間	低圧の活線作業及び活線接近作業の方法	7時間
②低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間		
③低圧用安全作業用具に関する基礎知識	1時間		
④低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間		
⑤関係法令	1時間		

この講習の修了者には,修了証を交付します。

3. 受講対象者　**満18歳以上・・・**労働基準法第62条　年少者の危険有害業務の就業制限により満18歳に満たない者は制限されています。

4. 申込方法

①電話にて予約状況確認 **TEL 047-434-2189**	②受講申込書を事務局にＦＡＸ **FAX 047-433-4595**	③振込（書留・事務局持参可）	④講習料金の入金確認後事務局より**受講票・会場地図**をＦＡＸ致しますので、**当日ご持参下さい。**

旧姓・通称併記希望の方は確認できる公的機関の証明書（本証）を講習日当日に必ずお持ち下さい。

お手続きは、講習日の７日前までに完了願います。

5. 講習料金

会員　１１，９９０円（消費税・テキスト代込）　非会員　１５，２９０円（消費税・テキスト代込）

受講取消の場合一原則として、講習料金はお返し致しません。

6. 振込口座

銀　行　名：三井住友銀行　船橋支店　普通預金　１６２２３７７

口座名義　：一般社団法人船橋労働基準協会

7. 持参していただくものなど

①筆記用具および昼食をご持参下さい。

★なお、講習会場には駐車場がありませんので、そのことを受講者に周知して下さい。

会　員　非会員　(該当を○で囲んでください。)

請求書が必要な方はチェックして下さい。□

メールアドレス

受　講　申　込　書
低圧電気取扱業務に係る特別教習

受講日			※受講番号	
フリガナ			旧姓・通称併記希望の方は下記に記載下さい	
氏　名				
生年月日	昭和・平成　年　月　日　生　(満　才)			
住　所				
勤務先	名　称		電　話	
			ＦＡＸ	
	所在地	〒	所属担当者名	